

松戸都市計画下水道の変更

(松 戸 市 決 定)

計 画 書

[松戸市第3号公共下水道]

令和8年 月

千葉県松戸市

松戸都市計画下水道の変更（松戸市決定）

都市計画松戸市第3号公共下水道「3.下水管渠」中、双葉污水幹線を廃止し、常盤平第1号污水幹線を次のように追加する。

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
常盤平第1号污水幹線	松戸市常盤平松葉町	松戸市常盤平双葉町	分流污水
子和清水雨水幹線	松戸市日暮字池橋戸	松戸市常盤平七丁目	分流雨水

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

分流化事業の整備に伴い、双葉污水幹線を廃止し、常盤平第1号污水幹線を追加することで効率的かつ計画的な下水道整備を図るものである。

理 由 書

金ヶ作処理区は、昭和 30 年代に日本住宅公団による土地区画整理事業により、合流式下水道として整備された地区である。当該処理区は単独処理区として、現在、市が管理する金ヶ作終末処理場において処理しているが、本市の下水道全体計画では、当該処理区を分流化させた後、江戸川左岸流域下水道へ編入を予定している。

既決定である双葉污水幹線は、分流式污水幹線として昭和 58 年に位置付けられたものであるが、このたび、整備コスト、既設埋設管、道路幅員及び地域への影響等を総合的に勘案し、分流化計画の見直しを行った。

このことより、双葉污水幹線を廃止し、新たに常盤平第 1 号污水幹線を松戸市第 3 号公共下水道に追加し、効率的かつ計画的な下水道整備を図るものである。

都市計画の策定経緯の概要書

松戸都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
千葉県県土整備部 都市整備局長への事前協議	令和8年5月12日	松建整第 38号 令和8年5月12日
都市計画案の概要の 公告・縦覧	令和8年7月 1日から 令和8年7月15日まで	松戸市公告第85号 令和 8年 7月 1日 縦覧者 0人 公述申出書の提出 0人
都市計画公聴会	令和8年8月27日	中止
都市計画案の公告・縦覧	令和8年9月 1日から 令和8年9月15日まで	予定 松戸市公告第 号 令和 年 月 日 縦覧者 人 意見書の提出
市都市計画審議会	令和8年10月14日	予定 松街都計審第 号 令和 年 月 日
千葉県知事への 協議の申出	令和8年11月 4日	予定 松建整第 号 令和 年 月 日
千葉県知事の協議回答	令和8年11月18日	予定 下第 号 令和 年 月 日
決定告示	令和8年12月11日	予定 松戸市告示第 号 令和 年 月 日

計画書の新旧対照

変更前

変更後

松戸都市計画下水道の変更（松戸市決定）

都市計画松戸市第3号公共下水道「3. 下水管渠」中、双葉污水幹線を廃止し、常盤平第1号污水幹線を次のように追加する。

1. 下水道の名称 松戸市第3号公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 汚水 約 163ha

雨水 約 163ha

3. 下水管渠

内 記	位 置		備 考
	起 点	終 点	
双葉污水幹線(廃止)	松戸市常盤平松葉町	松戸市常盤平二丁目	分流污水
常盤平第1号污水幹線	松戸市常盤平松葉町	松戸市常盤平双葉町	分流污水
子和清水雨水幹線	松戸市日暮字池橋戸	松戸市常盤平七丁目	分流雨水

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他施設

内 記	位 置	備 考
金ヶ作終末処理場	松戸市常盤平松葉町1番地3	敷地面積 約 18,700m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

分流化事業の整備促進のため、双葉污水幹線を廃止し、常盤平第1号污水幹線を追加することで効率的かつ計画的な下水道整備を図るものである。

参 考

計 画 概 要 書

松戸都市計画下水道変更概要書

1. 変更の趣旨

分流化事業の整備促進のため、双葉汚水幹線を廃止し、常盤平第1号汚水幹線を追加することで効果的かつ計画的な下水道整備を図るものである。

2. 松戸市公共下水道概要

都市計画の名称	松戸都市計画
下水道の名称	松戸市第1号公共下水道 松戸市第3号公共下水道 松戸市第5号公共下水道
処理区域名	江戸川左岸処理区（松戸市第1号公共下水道） 金ヶ作処理区（松戸市第3号公共下水道） 手賀沼処理区（松戸市第5号公共下水道）
行政区域面積	6,138 ha
下水道全体計画面積 （市全体）	5,720 ha 5,300 ha（江戸川左岸流域関連）※金ヶ作処理区を含む 420 ha（手賀沼流域関連）
都市計画決定面積 （市全体）	4,463 ha 3,937 ha（江戸川左岸流域関連）松戸市第1号公共下水道 163 ha（金ヶ作処理区）松戸市第3号公共下水道 363 ha（手賀沼流域関連）松戸市第5号公共下水道
行政人口	50.2 万人（令和 7年度末）
下水道全体計画人口 （市全体）	43.9 万人（目標 江戸川左岸流域関連 2049 年度） （目標 手賀沼流域関連 2051 年度） 40.4 万人（江戸川左岸流域関連） 3.5 万人（手賀沼流域関連）

3. 松戸市第3号公共下水道変更概要

項目	計画変更	既決定 (平成4年度)	備考
決 定 面 積	163ha	←	7,200人減
決 定 人 口	20,700人	27,900人	
排 除 方 式	分流式	←	
流 量 算 定	合理式 $Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$	←	
降 雨 強 度 式	$I = \frac{4900}{t+38} \quad (50\text{mm/hr})$ (5年確率)	←	用途別に算定
流 出 係 数	0.60	←	
流 入 時 間	7分	←	
流 速 (汚 水) (雨 水)	0.60~3.00 m/sec 0.80~3.00 m/sec	←	
汚 水 量 原 単 位 (最 終)	日 平 均 345 l/人・日 日 最 大 435 l/人・日 時 間 最 大 615 l/人・日 (地下水 75 l/人・日)	日 平 均 455 l/人・日 日 最 大 650 l/人・日 時 間 最 大 975 l/人・日 (地下水 100 l/人・日)	110 l/人・日の減 215 l/人・日の減 360 l/人・日の減 25 l/人・日の減
処理水量 (日最大)	家 庭 7,460 m³/日 工 場 - m³/日 地下水 1,550 m³/日 計 9,010 m³/日	家 庭 18,100 m³/日 工 場 - m³/日 地下水 2,800 m³/日 計 20,900 m³/日	10,640 m³/日の減 - 1,250 m³/日の減 11,890 m³/日の減
余 裕 (汚 水)	50~100%	←	
(雨 水)	10~20%の余裕を 見込む	←	

新 旧 对 照 表

新 旧 対 照 表
(松戸市第3号公共下水道)

項 目	計 画 変 更	既 決 定 (平成4年度)	備 考
1. 下水道の名称	松戸市第3号公共下水道	松戸市第3号公共下水道	変更なし
2. 排水区域 (汚 水)	金ヶ作処理区 163ha (分 流)	金ヶ作処理区 163ha (分 流)	変更なし
(雨 水)	金ヶ作排水区 163ha (分 流)	金ヶ作排水区 163ha (分 流)	変更なし
3. 下水管渠 (汚 水)	幹 線 数 1 本 — 常盤平第1号污水幹線 ◎0.65m 370m	幹 線 数 1 本 双葉污水幹線 ◎0.9m 960m	変更なし 廃止 変更
(雨 水)	幹 線 数 1 本 子和清水雨水幹線 ◎2.8m 1,040m	幹 線 数 1 本 子和清水雨水幹線 ◎2.8m 1,040m	変更なし 変更なし
4 ポンプ施設	なし		
5. 処理施設	名称 金ヶ作終末処理場 位置 松戸市常盤平松葉町1番地3 敷地面積 約18,700㎡	名称 金ヶ作終末処理場 位置 松戸市常盤平松葉町1番地3 敷地面積 約18,700㎡	変更なし
6 貯留施設			

参 考

变 更 経 過 一 覧

松戸市第3号公共下水道経過一覧表

令和 8年 4月 1日現在

変更回数	種 別	取 得 年 月 日	面積(ha)	人口（人）	日最大 汚水量 (m ³ /日)	事業費 (百万円)	目標年度又 は事業年度	内 容
当 初	都 市 計 画 決 定							
	下水道法事業認可	昭和 33年 2月 18日 (処) 厚生省千衛第98号 (管) 建設省千計第68号	175.00	25,000	60,000	227.49	S. 32～37	
	都市計画法事業認可							
第1次変更	都 市 計 画 決 定	—						
	下水道法事業認可	昭和 38年 3月 29日	229.00	34,000	12,700	370.99	S. 32～40	処理場1次拡張、区域54haの追加、事業費・事業年度の変更
	都市計画法事業認可							
第2次変更	都 市 計 画 決 定	—						
	下水道法事業認可	昭和 44年 3月 18日 建設省都下発第6-2号	229.00	34,000	12,700	416.99	S. 45, 46	処理場2次拡張、事業費・事業年度の変更
	都市計画法事業認可	—						
第3次変更	都 市 計 画 決 定	昭和 56年 11月 11日 松戸市告示第167号	229.00	39,100	21,622			処理場の増設
	下水道法事業認可	昭和 57年 5月 18日 建設省千都下公発第3号	229.16	39,100	21,622	3,058.00	S. 57～62	処理場の増設、事業費・事業年度の変更
	都市計画法事業認可	昭和 57年 6月 8日 千葉県告示第462号	229.16			3,058.00	S. 57～62	処理場の増設、事業費・事業年度の変更
第4次変更	都 市 計 画 決 定	昭和 58年 1月 31日 松戸市告示第14号	229.00	39,300	29,480			一部幹線のルート・断面・延長の変更 合流→分流
	下水道法事業認可	昭和 58年 3月 25日 建設省千都下公発第4号	229.16	39,300	29,475	4,795.23	S. 57～62	一部幹線のルート・断面・延長の変更、事業費・事業年度の変更 合流→分流
	都市計画法事業認可	昭和 58年 4月 22日 千葉県告示第349号	229.16			4,795.23	S. 57～62	一部幹線のルート・断面・延長の変更、事業費・事業年度の変更 合流→分流
全体計画			163.00	26,240	12,359		H. 12	
第5次変更	都 市 計 画 決 定	昭和 60年 2月 26日 松戸市告示第23号	163.00	27,900	20,900		H. 12	区域66ha・一部幹線を松戸市第1号公共下水道に編入
	下水道法事業認可	昭和 62年 3月 23日 建設省千都下公発第5号	163.00	24,700	10,998	838.10	S. 57～S67(H3)	区域66ha・一部幹線を松戸市第1号公共下水道に編入、事業費・事業年度の変更
	都市計画法事業認可	昭和 62年 4月 7日 千葉県告示第362号	163.00			838.10	S. 57～S62末	区域66ha・一部幹線を松戸市第1号公共下水道に編入、事業費・事業年度の変更
全体計画			163.00	22,000	10,450		H. 36	全体計画上は江戸川左岸処理区
第6次変更	都 市 計 画 決 定	平成 4年 3月 9日 松戸市告示第43号	163.00	27,900	20,900			都市計画決定基準の変更に伴い一部幹線の廃止
	下水道法事業認可	平成 23年 3月 29日 千葉県下指令第856号	163.00	22,000	10,340	619.00	S. 32～H. 25	江戸左の全体計画変更諸元の原単位に合わせた変更及び合流改善計画の位置づけ 合流
	都市計画法事業認可	平成 23年 3月 29日 千葉県告示第261号	163.00	22,000		70.00	H. 22～H. 25	新規取得 合流改善事業費の位置づけ
第7次変更	都 市 計 画 決 定	—						
	下水道法事業計画	平成 25年 10月 1日 下第341号	163.00	22,000	10,340	11,418.86	S. 32～H. 29	松戸市下水道総合地震対策計画の位置付け、それに伴う事業計画期間延伸
	都市計画法事業認可	平成 25年 10月 18日 千葉県告示第627号	163.00			11,418.86	H. 22～H. 29	事業計画期間延伸
第8次変更	都 市 計 画 決 定	—						
	下水道法事業計画	平成 30年 2月 8日 下第520号	163.00	22,000	10,230	12,897.14	S. 32～H. 34	江戸左原単位見直しに伴う諸元変更、松戸市下水道総合地震対策計画の期間延伸、それに伴う事業計画期間延伸
	都市計画法事業認可	平成 30年 2月 27日 千葉県告示第79号	163.00			12,897.14	H. 22～H. 34	事業計画期間延伸
第9次変更	都 市 計 画 決 定	—						
	下水道法事業計画	令和 5年 1月 13日 下第547号	163.00			13,649.98	S. 32～R. 6	ストマネ計画による実施設計着手、それに伴う事業計画期間延伸
	都市計画法事業認可	令和 5年 2月 10日 千葉県告示第600号	163.00			13,649.98	H. 22～R. 6	ストマネ計画による実施設計着手、それに伴う事業計画期間延伸
全体計画		令和 6年 9月	163.00	18,200	7,920		R. 31	全体計画上は江戸川左岸処理区
第10次変更	都 市 計 画 決 定	—						
	下水道法事業計画	令和 6年 11月 5日 下第463号	162.96	20,430	8,890	17,788.29	S. 32～R. 13	分流化区域（28.12ha）の追加、期間延伸（令和13年まで）
	都市計画法事業認可	令和 6年 12月 6日 千葉県告示第605号	163.00			17,788.29	H. 22～R. 13	分流化区域（28.12ha）の追加、期間延伸（令和13年まで）
第11次変更 (今回変更)	都 市 計 画 決 定	令和 8年 月 日	163.00	20,700	10,560			双葉汚水幹線の廃止、常盤平第1号汚水幹線の追加
	下水道法事業計画	令和 8年 月 日	162.96				S. 32～R. 13	常盤平第1号汚水幹線の口径延長を一部変更
	都市計画法事業認可	令和 8年 月 日	163.00				H. 22～R. 13	双葉汚水幹線の廃止、常盤平第1号汚水幹線の位置づけ

関係機関との協議・調整経過一覧表

関係機関名	協議方法	協議の内容及び問題点	見直し又は結果	資料番号
－	－	－	－	－